

授業案⑥ 個人の尊重と法

1 対象

中学生～高校生

2 獲得目標

- ・ 人間社会において社会の秩序を形成・維持のために法が必要とされたことを理解する。
- ・ 近代以前には権力者のために法はあったが、近代市民革命によって、「個人の尊重」のために権力者を縛る憲法が作られ、法もまた個人が尊重されるためにあることを理解する。
- ・ 「個人の尊重」の意義を正しく理解し、自己の意見をはっきりと主張するとともに、他者のことも認め、その主張に耳を貸す資質・能力を身に付ける。
- ・ こうした理解に基づき、法を批判的に見る能力を身に付け、その上で法に従うという態度を形成する。

3 指導要領との関係・本授業案の意義

中学校学習指導要領第2章第2節第2 [公民的分野] 1(1)には「個人の尊厳と人権の尊重の意義」について、広い視野から正しく認識させるとし、同2C「私たちと政治」(1)ア(ア)で「人間の尊重についての考え方を、基本的人権を中心に深め、法の意義を理解すること」としている。

さらに高等学校指導要領においても、第2章第3節第2款第1「公共」2Bア(ア)において、「法や規範の意義及び役割……などに関わる現実社会の事柄や課題を基に、憲法の下、……権利や自由が保証、実現され、社会の秩序が形成、維持されていくことについて理解すること」として同様の要求がなされ、さらに同第3「政治・経済」2A(1)において、「個人の尊厳と基本的人権の尊重、対立、協調、効率、公正などに着目して、現代の諸課題を追究したり解決に向けて構想したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるように指導する」として、さらに、同ア(ア)において「…法の意義と機能、基本的人権の保障と法の支配…について、現実社会の諸事象を通して理解を深めること」としている。

つまり、これらの記述は、民主主義社会における法は、各人の人権が守られる社会を形成・維持するための規範であることを理解させようとしている。言い換えるならば、近代の法は、個人の尊重という価値を実現する（もちろんその実現の仕方は一様ではないが）ためにある。しかしながら、実際の教科書では、中学段階はもちろんのこと高校段階においても、法と憲法が関連づけて教えられておらず、教員もまたそうした法的知識が希薄なため、上記の点を十分に理解させ

ていると言い難い。

そこで、本授業案によって、人びとの間で法がどのように生まれたのか、そしてそれが実際には権力者の命令として発展してきたという経緯を踏まえた上で、近代憲法の誕生により、憲法によって権力は抑制され、法は個人の尊重のためにあるという法の意義を正しく理解してもらうとともに、個人の尊重の意味を正しく理解して行動できるようになることをねらいとする。

4 授業の流れ

1 限目

段階 時間	○教師の主な発問・指示 ◎学習内容	⇒生徒の反応 指導のポイント
導入 10分	<p>○法とは何か？</p> <p>◎法とは、ここでは全員が従うべきルールのことを言う。</p> <p>○全員が従うべきルールと言えば、スポーツのルールがあるが、サッカーのルールで知っているものはあるか。</p> <p>○これから次の事例に基づいてサッカーのルールがいつの時点でできあがったといえるか、班で検討してもらおう。5分後に発表をしてもらうので、発表者も決めること。</p>	<p>⇒ 「国会が決めた決まり」、「みんなが従っている決まり」</p> <p>⇒ ・足でボールを蹴る。 ・キーパー以外は手を使えない。 ・オフサイド など ワークシート1を配る</p> <p>Q1についてだけ考えさせる。</p>
<p>(事例) ボールの奪い合いをする遊びがあった。ただ人や地域によってバラバラ。それでも楽しく遊んでいた。</p> <p>その後、ボールを足で蹴って相手のゴールにボールを入れて得点を争うという今のサッカーと同じ基本的なルールができあがったが、細かいところで各地域で差があった。そのため、地域が交流するようになると細かいルールでもめるようになった。</p> <p>そこで、統一サッカー協会のようなものができて、ルールの詳細が話し合われ、文書化された。またサッカーの試合にはサッカー協会公認の審判がついてルールを裁定するようになった。またサッカー協会はルールの変更についても権限を持った。</p> <p>こうして各地で統一したルールによるサッカーが行われるようになった。</p>		
	<p>○発表してもらおう。</p> <p>◎特定の人たちで了解されている「ボールを足で蹴って相手ゴールに入れて得点を競う」という草サッカーのルールができあがった時点で、第一次的にはサッカーのルールは規範性を取得したと言える。</p>	<p>⇒統一サッカー協会ができたときとする意見が多いか？村で草サッカーのルールができあがったときとする答えがないときは村でやっていたときはルールはなかったのなどと誘導。</p>

<p>展開1 20分</p>	<p>○我々の社会には「人を殺すな」というルールがありますが、これは法だろうか。</p> <p>○ではなぜ人を殺すなというルールを守らなければならないのか。</p> <p>○人を殺してはいけないと何かに書いてあるのか。</p> <p>○殺人罪について規定する刑法199条を見せる。「人を殺すな」と書いてあるか質問する。</p> <p>○では、なぜ「人を殺すな」と書いてないのだろうか。</p> <p>◎国民が守るのが当然だと思っている決まりであれば、法律に書いてなくても「法」、つまり、全員が従うべきルールとなる。</p> <p>○では、人を殺すなというルールはいつからあったか。</p> <p>◎「人を殺すな」「人の物を盗むな」といった社会秩序を維持する最低限のルールは社会ができたときからの慣習により、法として存在した。</p> <p>○例えば、宮崎駿監督の「もののけ姫」の冒頭に出てくるアシタカが住んでいたような村社会では長い間かけて成立した慣習で生活しており、村の長老がたたり神を退治したものの右腕を呪われてしまったアシタカに対して「たたり神に呪われた者は村を出て行かなければならない」という法の存在を告げた。</p> <p>○先ほどのサッカーの例でも、「ボールを足でけて相手ゴールに入れて得点を競う」ということが仲間内で共通する認識になった時点で、ルールができたと話した。これは慣習法として成立したということ。</p> <p>○では、サッカーの例で、各地域で細かいルールに差がある状態で、地域が交流をするようになると、どんな問題が起きたか。</p> <p>○同様のことは、現実の社会でも起こる。社会が大規模化・多様化し動的になるにしたがってどういった問題が発生したのか、サッカーの例を振り返りながらワークシート2で整理する。</p>	<p>⇒法である。∴「全員が従うべきルールが法である」と定義したから。</p> <p>⇒「法律に書いてある」と言う答えが返ってきたら、「法律に書いてあれば何でも守るのですか」などと揺らして、もう少し具体的に考えさせ、「安全に暮らせないから」などの答えを導く。</p> <p>⇒「法律に書いてある」と答えた子がいればその子に当ててみて、その後、刑法もしくは殺人罪という答えが返ってくるまで当てる。</p> <p>「人を殺すな」とは書いていないことを確認する。199条の意味は後で触れる。</p> <p>⇒当たり前のこと</p> <p>⇒昔から</p> <p>文字や文章で表現されていない法の存在に気づかせる。</p> <p>www.ghibli.jp/works/mononoke/のフリー画像を見せる。</p> <p>この時点では、ルールが文章化されてはいない点で不文法ともいうことを確認。</p> <p>ワークシートQ2に記入させる。</p> <p>⇒何がルールかわからず、もめごとが起き、新しいルールが必要になった。</p> <p>ワークシート2を配る。</p>
--------------------	---	--

○Q1「もめ事が起きる」ということだが、もめ事が起きたときに何が法か分からないとどうなるのか。

◎その人が法に違反したかどうか分からず適切な対応ができない。

○Q2「新しいルールが必要になる」ということだが、すぐに作れるか。

◎法を変えることが困難である。

○Q3 大規模化した社会では、これらの問題に対してどのような対応が必要か。班で検討する。

○班ごとに発表させる。

①それが法であるかどうかを誰かが確認する必要

②古いルールを廃止し、新しいルールを誰かが導入する必要

③ルール違反の有無を判断し、そう判断した場合にどんな制約を課すかを誰かが定める必要

○先ほどのサッカーの例では、スムーズに統一サッカー協会ができたかのように話したが、現実の社会の方はそうスムーズに進んだわけではない。

○まず伝統的な村社会の在り方についても一度整理すると、アシタカの村では法はどうやって作られたか。

○「村を出て行かねばならない」との法をアシタカに伝えたのは誰だったか。

◎伝統的な村社会では法は慣習として長い時間をかけて作られていった。従って、法を語るのも村の長老の役目であった。

○では、そうした村社会は現実にはどうやって大規模化していったのか。

◎「もののけ姫」でも、アシタカが村を出て里に下りると、いきなり戦闘場面に遭遇していた。歴史の教科書を見ると、「農耕や牧畜が発達し、食料をたくわえられるようになると、争いが起こり、強い集団が弱い集団を従えるようになって国ができ、人々を支配する者は王や貴族となり、支配される者は農民や奴隷となった」とある。つまり、社会が大規模化するには権力者の存在が必要だった。

○大規模化した社会では、①それが法であるかどうかを確認し、②古いルールを廃止して新しいルールを導入し、③ルール違反の有無を判断し、どんな制約を課すかを定めたのは誰であろうか。

○王様。もちろん、全てを一人で行うことはできないので、臣下たちが分担して作業はしたでしょうが、いずれにしても最終的には王様が決めるという形を取っていた。

⇒・どちらが悪いかわからない
・適切な対応ができない

それまでのルールが慣習で成立していたことを指摘し慣習法が成立するには時間がかかる点を気づかせる。

⇒①～③が理想的な回答であるが、先取りして国会、裁判所が必要などの答えがでてきてもかまわないが、そこでは何をしているかを尋ねる。

⇒慣習

⇒長老

⇒争ったとか戦争とかいう言葉が出てくるまで聞く。

⇒王様、殿様等の権力者

	<p>◎そこでは、法は国民のために制定するという部分ももちろんあっただろうが、その場合でも権力者目線であり、多かれ少なかれ権力者のためにあるのが法であった。</p>	
<p>展開2 15分</p>	<p>○昔のヨーロッパの話をする。</p> <p>昔のヨーロッパでは、王様が権力を持ち、王様が考えることが「法」として機能していた。フランスを例に挙げると、身分制度があり、第一身分はカトリック聖職者で、第二身分は貴族で、第三身分は平民であった。そして、第一身分、第二身分の財産は免税されるなどの特権があり、第三身分だけが納税を強いられ、政治的な権利はなかった。その中で王は神から権限を与えられた者として絶対的な権力を握っていた。</p> <p>○ただし、平民といっても、労働者や農民だけでなく、銀行や企業の社長などいろいろな職業の人がいて、たくさんお金を持っている人もいた。</p> <p>○1774年にはルイ16世が即位したが、財政は困窮を極めていた。そこで、増税を考えたが、このころになると一部の市民はかなり力をつけてきて、簡単に命令を出せるような状況ではなくなってきており、第三身分の平民たちから大きな反発を受けた。そして、平民達は、自分たちのことは自分たちで決めたいという考えから、平民による「国民議会」を発足する。</p> <p>○この「国民議会」が決めたことに、王様は従うだろうか。</p> <p>◎そこで平民たちは革命を起こした。この革命によって、王は倒され、国民議会は「人権宣言」を採択した。</p>	<p>第一身分、第二身分を合わせると人口の2%ほどであり、第三身分は人口の98%であった。 アンシャンレジームの諷刺画を見せる。</p> <p>即位直後から慢性的な財政難に悩まされ続けたにも関わらず、イギリスの勢力拡大に対抗してアメリカ独立戦争ではアメリカを支援したため財政がさらに苦しくなった。</p> <p>⇒従わない。</p> <p>スライドに映す。</p>
	<p>1 人は、法の下に生まれながらにして自由かつ平等である。社会的差別は、公共の利益に基づくのでなければ、存在することはできない。</p> <p>2 すべての政治的組織の目的は、人間の生まれながらの取り消し得ない自然権の保全である。それらの権利は、自由、所有権、安全、及び、圧政に対する抵抗である。</p> <p>3 あらゆる主権の根源は、本質的に国民に存する。いかなる集団、いかなる個人も、明示的に発せられていない権力を行使することはできない。(後略)</p> <p>16 権利の保障が確保されず、権力の分立が定められていないすべての社会は、憲法をもたない。</p>	
	<p>◎この1、2、3条の規定こそが、個人を尊重するためにこそ国家はあり、そのためには憲法において人権保障が定められなければならないとする近代立憲主義の本質を謳ったものにほかならない。</p> <p>そして、国民議会が権力を持つとしても、1つに権力を集中させるとまた同じことが起きてしまう。そのため、人権宣言16条において、権力の分立が定められた。</p>	

	<p>○権力が分立した社会では、①それが法であるかどうかを確認する権能、②古いルールを廃止して新しいルールを導入する権能、③ルール違反の有無を判断し、どんな制約を課すかを定める権能もまた特定の機関に分担されるようになる。ワークシート2Q4を班で検討する。</p> <p>○Q4②について発表させる。</p> <p>○Q4③について発表させる。</p> <p>○Q4①について発表させる。</p> <p>◎議会も慣習法を新しく制定法にするという場合には関係する。しかし、法を「全員が従うべきルール」とする以上、制定法でなくても、慣習法の存在が確認されればそれに従うことになる。その場合、紛争を解決する過程である裁判を通じて法が確認されるのが一般である。つまり法を発見する機関としては裁判官や裁判所ということになる。</p>	<p>⇒国会、議会</p> <p>⇒裁判所</p> <p>⇒国会との答えが予想される。</p> <p>例えば、お金を貸すのに担保を取るという成文法がない時代に、商人間では当然のように担保をとってお金を返さなければ当然に担保をお金に換えていとして、そうした行為も有効であるという裁判を通じて、担保を取ることにも有効という法規範が人々に浸透していくことになる。</p>
<p>小活 5分</p>	<p>◎これまでの流れを要約する。</p> <p>法とは社会の構成員全員が安全な暮らしのために不可欠だとみんなが確信するルールのこと。</p> <p>原始的な村社会のころから存在した。</p> <p>社会が大規模化・多様化すると、何が法か分からない、新しい法を作りたくてもそう簡単には新しい慣習は成立しない、各村でルールが違うので違反したかどうか決められないなどの問題が発生。</p> <p>他方で、社会が大規模化するには権力者が必要だった。権力者は、自分の支配のためにも慣習法・不文法から法を文書化するようになる。</p> <p>しかし、おごる権力者は国民の怒りを買って、ついに市民革命が起こり、近代国家が生まれた。</p> <p>近代国家の成立により、立法の権限が、国王から国民の代表者である国会に移ることになり、また、権力の分化が進むことになった。</p> <p>○日本国憲法もその例外ではない。次の時間では、日本国憲法がどのような基本的な価値・原理を採用しているかを考えてみることにする。</p>	<p>存在形式は慣習法・不文法</p> <p>法は国民のために制定するという部分ももちろんあったが、多かれ少なかれ権力者のためにあるのが法であった。</p> <p>「絶対的権力は絶対に腐敗する」</p>

2限目

段階 時間	○教師の主な発問・指示 ◎学習内容	⇒生徒の反応 指導のポイント
導入 10分	<p>◎1限目の授業の流れ説明する。</p> <p>社会秩序を維持する最低限のルールは社会ができた当初から慣習法として存在→やがて集団の規模が大きくなり、強大な権力を持った王が統治するようになり、人民を抑圧する法が作られるようになった→王様が権力におぼれ、国民のことを考えなかったので、やがて市民革命が起きて、人権保障と権力分立を定める近代憲法が制定された。</p> <p>○では、「人権」とは何か。</p> <p>○小学生のときに「国民には人権があるのだから、人権を侵害しないように他人を思いやる・他人に優しくするように」と教わらなかったか。</p> <p>○では、次のような場合にあなたはAさんの表現の自由を守ろうと思うか、正直に答えよ。</p> <p>あなたは、日頃あなたの意見にことごとく反対意見を言っているAさんに良い感情を持っていなかったが、ある日、Bさんの意見に対しAさんが反対意見を言い始めると、Bさんが「うるさい、黙っている」と言った。</p> <p>◎「思いやり」や「優しさ」は自分が仲間だと思う他者に対してだけ向かう。これに対して、「人権の保障」は、自己とは異なる信条や意見、さらには外観を持つ他者に対しても向かうものである。</p> <p>○そもそも「国民には人権があるのだから、人権を侵害しないように他人を思いやる・他人に優しくするように」と教えは、法的に見ると前提に誤りがあるのだが、それは何か。</p> <p>◎「優しくする」というのは道徳であり法とは違う。また、法律は国民が従うものだが、憲法は権力を制限するものであるから、国家が従うものである。</p>	<p>⇒「誰もが生まれながらにして持っている権利」というような答えが出たら先に進む。</p> <p>たぶんそのように教わった経験のある子どもは多いと思われる。</p> <p>日頃よく思っていない相手の権利保障には消極的になることに気づかせる。</p> <p>答えが出づらと思われるので、適宜「優しくするというのは法なのか」、「憲法はなぜ生まれたのか」などのヒントを出す。</p>
展開1 15分	<p>○日本でも、市民革命こそ起きなかったが、軍部の独走により第二次世界大戦を引き起こしたあげく、敗戦となり、アメリカの主導のもと国民主権、人権保障、権力分立を定める日本国憲法が制定された。</p> <p>○日本国憲法は、第1条で国民主権を謳い、第3章で基本的人権を保障し、第4～6章で三権分立を定めている。</p> <p>○確認問題。19条は「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない」としているが、誰に対して侵してはならないと言っているのか。</p>	<p>第1条、第11条、第41条、第65条、第76条の条文をスライドで見せる。適宜、簡単に解説する。</p> <p>⇒国家、権力者、公務員</p>

	<p>○人権が保障される根拠を考えていくことを告げた上で、「自分が他人に強制されたら嫌なことは何か」と聞く。</p> <p>◎人にはそれぞれ他人に侵されたくない固有の領域がある。それが他の人と違っていても、その人の人格の核となっていれば、保護されなければならない、これが人権が保障される根拠である。</p> <p>◎その元となっているのが13条の「個人の尊重」という考え方である。「個人の尊重」とは、一人ひとりがそれぞれに固有の価値をもっていることを前提に、それぞれの人がもっているそれぞれの価値を等しく認めあうことである。そこから個人が持っている人権を侵害してはならないということが導かれる。ただし、13条第2文は「公共の福祉」による制約を認めている。</p> <p>○「公共の福祉」は、ここでは人権といえども他者の権利・自由を侵害することまでは許さないとする原理だと説明する。</p> <p>○19条を例にして説明。国民主権を否定し、天皇主権に戻したいと思うこと自体は自由である。そうした思想を持つことを法律によって禁止することはできない。</p> <p>○これに対して、それを暴力的に実現しようとすること自体を禁止することは、「公共の福祉」に反するので憲法に反しない。実際、「破壊活動防止法」などにより禁止されている。</p>	<p>⇒自分の時間を邪魔される、個人情報勝手に公開される等</p> <p>13条第1文「すべて国民は、個人として尊重される」</p> <p>13条第2文「自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」</p> <p>「公共の福祉」も難しい概念なので深入りはしない。</p> <p>これに対して、明治憲法下では、共産主義という思想を持つこと自体が「治安維持法」により取締の対象とされたことも紹介。</p>
<p>展開2 20分</p>	<p>○「個人の尊重」は、異なっている個そのものの存在価値を認める原理だとすると、そうした社会はどうあるべきだと思うか。</p> <p>○それは政治的には民主主義社会を意味するが、日本の民主主義社会は本当に異なっている個が共存できる社会なのか、現状の国会審議を見てどう思うか。</p> <p>○どうしたら良いのか班で検討。(5分)</p> <p>○発表。</p> <p>◎民主主義にとって、反対意見は自己の意見をブラッシュアップする貴重な材料。形式的な討論ではなく、真摯に反対意見に向き合えるかが民主主義の練度を測る試金石である。</p> <p>○政治的な民主主義ではなく、日常の生活においては、「個人の尊重」は、どのように働くか班で検討。(5分)</p> <p>○発表。</p> <p>◎結婚・離婚などの身分関係、契約の締結やなどの財産関係などについて、個人の自由な意思に任せて、国は関与しない。これを私的自治の原則という。これによって個人は活動の自由が保障される。</p>	<p>⇒多様な個人が生活できる社会。いきなり民主主義社会という答えが出てきても可。</p> <p>⇒国会を見ていると与党が少数意見を聴かずに数に任せて政策を決定している、野党の側も建設的な反対意見を出さない。</p> <p>⇒すぐに多数決をしない、少数意見を聴く時間を増やす、国会の制度を変える等</p> <p>ヒント「社会や国家は個人のためにある」</p> <p>⇒婚姻の自由、契約の自由など</p>

	<p>◎自由な活動の結果、他人の故意または過失による行為によって損害を被った私人は、加害者に対して損害賠償を請求できる。</p> <p>◎私的自治が成立するためには、個人がその法的関係の意味を理解するだけの能力を有していることが前提となる。</p>	
<p>まとめ 5分</p>	<p>◎「個人の尊重」とは、一人ひとりがそれぞれに固有の価値をもっていることを前提に、それぞれの人のもっているそれぞれの価値を等しく認めあうことであり、社会や国家は「個人」のためにあると考えることになる。</p> <p>それは、公的空間では、異なっている個そのものの存在価値を認め、そうした多様な個人が生活できる空間として民主主義社会を形成すべきであるとする原理につながるだけでなく、憲法を越えた価値として、私的空間においても、身分関係、財産関係について、個人の自由な意思に任せて、国は関与しないとする私的自治の原則に繋がる。</p> <p>したがって、民主主義社会の法は、こうした「個人の尊重」を実現するためにあるのである。</p>	

ワークシート1

(事例) サッカー

ボールの奪い合いをする遊びがあった。ただ人や地域によってバラバラだった。それでも楽しく遊んでいた。

その後ボールを足で蹴って相手のゴールにボールを入れて得点を争うという今のサッカーと同じ基本的なルールができあがったが、細かいところで各地域で差があった。そのため、地域が交流するようになると細かいところでもめるようになった。

そこで、統一サッカー協会のようなものができて、ルールの詳細が話し合わせ、文書化された。またサッカーの試合にはサッカー協会公認の審判がついてルールを裁定するようになった。またサッカー協会はルールの変更についても権限をもった。

こうして各地で統一したルールによるサッカーが行われるようになった。

Q1 サッカーのルールはいつ出来上がった？

Q2 各地域間で細かいルールに差がある状態で地域が交流するとどうなる？

ワークシート2

社会が大規模化・多様化し動的になるに従って次のような問題が生じた。

- ① 何が法[=ルール]なのかよくわからない
- ② もめ事が起きた
- ③ 新しいルールが必要になった

Q1 ①「何が法か分からない」とすると、②「もめ事が起きた」ときにどうなるか

Q2 ③「新しいルールが必要になった」ということだがすぐに作れるか

Q3 大規模化した社会で、Q1の①～③の問題を解決するためにはどのような対応が必要か

①: _____

②: _____

③: _____

Q4 そのような対応をするための機関はどのようなものか

①: _____

②: _____

③: _____

※